

2. これからの道路整備

道路は県民生活や経済活動の基盤となる社会資本の一つです。通勤、通学、買い物、散策など様々な目的の生活交通を支える基盤であるとともに、企業立地や観光振興など地域活性化にも重要な役割を果たしています。

奈良県では、平成20年に「奈良の今後5カ年の道づくり重点戦略」を策定し、課題の大きい箇所を選択し、課題解決のための効果の大きい対策に対して集中投資する「選択と集中」の考え方による効率的・効果的な道路整備を進めてきました。これにより、幹線道路がネットワークとして形成しつつあります。

一方、取組を強化すべき政策課題も存在しています。例えば、相次ぐ大規模災害の発生を受けた道路防災機能の強化、各地で発生する痛ましい事故を受けた生活道路の安全性の向上、トンネルの崩落事故を受けた老朽化する道路構造物の安全性の確保など、安全・安心のための取組強化への社会的要請が高まっています。

また、高齢社会への対応や健康志向の高まり、地球環境への配慮などから、歩行空間・自転車走行空間の充実や、公共交通の維持・確保などもますます重要な課題となっています。さらに、公共空間としての良好な景観形成への要請など、社会の円熟化に伴い、道路に対するニーズも多様化しています。

このような中、道路整備を総合的かつ計画的に進めるため、「奈良県道路の整備に関する条例」を定め、これに基づき、「奈良県道路整備基本計画」を策定しました。

(1) 奈良県道路の整備に関する条例(平成25年4月施行)

奈良県にふさわしい道路の総合的かつ計画的な整備を図るため、「奈良県道路の整備に関する条例(以下「本条例」という。)」を施行しました。

本条例は、道路の整備についての基本方針や基本計画の策定、構造基準等について定めています。

※ 整備とは、新設・改築・維持及び修繕を表します。

〈条例の概要〉

基本方針(第3条)

- 道路のあり方
 - ・安全かつ円滑な交通の確保
 - ・全ての者にとっての利用しやすさ
 - ・地域に即した空間機能の発揮
 - ・総合的なまちづくりへの寄与
 - ・風土・自然環境等との調和
- 道路整備の進め方(第2項)
 - ・他の道路管理者との施策共有
 - ・関係機関との連携及び協働
 - ・住民説明と着実な事業推進
 - ・道路資産のマネジメント
 - ・公正な事業執行

基本計画の策定(第4条、第5条)

- 基本方針を踏まえ、県管理道路の総合的かつ計画的な整備を図るための基本計画
- 策定内容
 - ・整備を推進すべき県管理道路のあり方
 - ・県管理道路の整備の進め方
 - ・その他県管理道路の整備に必要な事項

委員会の設置(第6条)

- 技術的、専門的事項について審議
- ・基本計画への意見
- ・知事の諮問に応じて、技術的、専門的事項について審議

構造基準等(第7条～第88条)

- 道路構造令、標識(寸法)、バリアフリー構造基準
- 国の参酌基準を、基本理念を踏まえ一部見直し
 - ・自転車、歩行者空間の柔軟設置(歩道幅員の柔軟化、自転車レーン対応)
 - ・植栽スペースの柔軟確保
 - ・休憩スペースの位置づけ 等

本県にふさわしい道路の総合的かつ計画的な整備

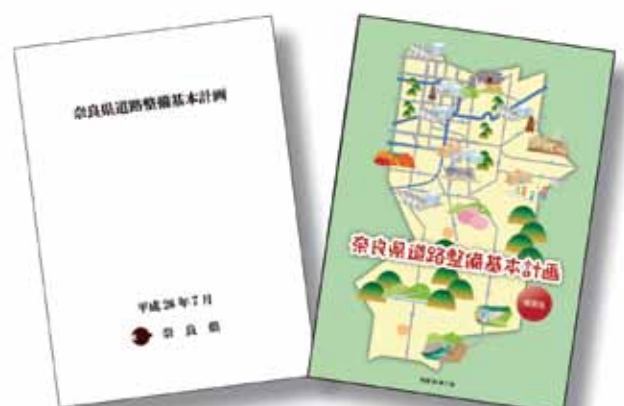
(2) 奈良県道路整備基本計画(平成26年7月策定)

「奈良県道路整備基本計画」は、県管理道路の総合的かつ計画的な整備を図るための施策についての基本的な計画となるものです。

「何のために」「どのような」道路を整備するのかを示す『整備すべき道路のあり方』と、その道路整備を「どのように」行うのかを示す『道路整備の進め方』から構成されており、今後5カ年の道路の方向性を示す計画として策定しました。

奈良県道路整備基本計画

検索



奈良県道路整備基本計画の構成

I. 整備すべき道路のあり方 ー何のために・どのようなー

県土の骨格を形成すべき、特に重要な路線網を「骨格幹線道路ネットワーク」と位置づけ、その重点的な整備を推進します。また、奈良県の現状・課題を踏まえ、道路整備の4つの目的を定め、早期に効果が得られるよう、ハード・ソフト施策を効率的かつ効果的に実施します。

これらの道路整備を行う際には、条件・配慮事項として3つの視点から、整備に取り組みます。

骨格幹線道路ネットワークの形成

4ページ参照

骨格幹線道路ネットワーク

骨格幹線道路ネットワーク実現のための事業展開

整備に当たっての条件・配慮事項

風格ある景観形成と環境への配慮

道路ストックの有効活用と効率的な整備

使い易さの追求

目的志向の道路整備の推進 ～道路整備の4つの目的～

5ページ参照

企業立地を支援する道路整備の推進

観光振興に資する道路整備の推進

生活利便の向上に資する道路整備の推進

安全・安心を支える道路整備の推進

II. 道路整備の進め方 ーどのようにー

道路整備の「選択と集中」を具体化するための取組や、関係機関や県民等との関係のあり方、契約・許認可の適正確保などに配慮し、道路整備を進めます。

評価の重視と「選択と集中」

段階に応じた評価の実施

「選択と集中」に基づく予算マネジメント

連携・協働と説明責任

市町村等の関係機関との連携・協働

説明責任の重視

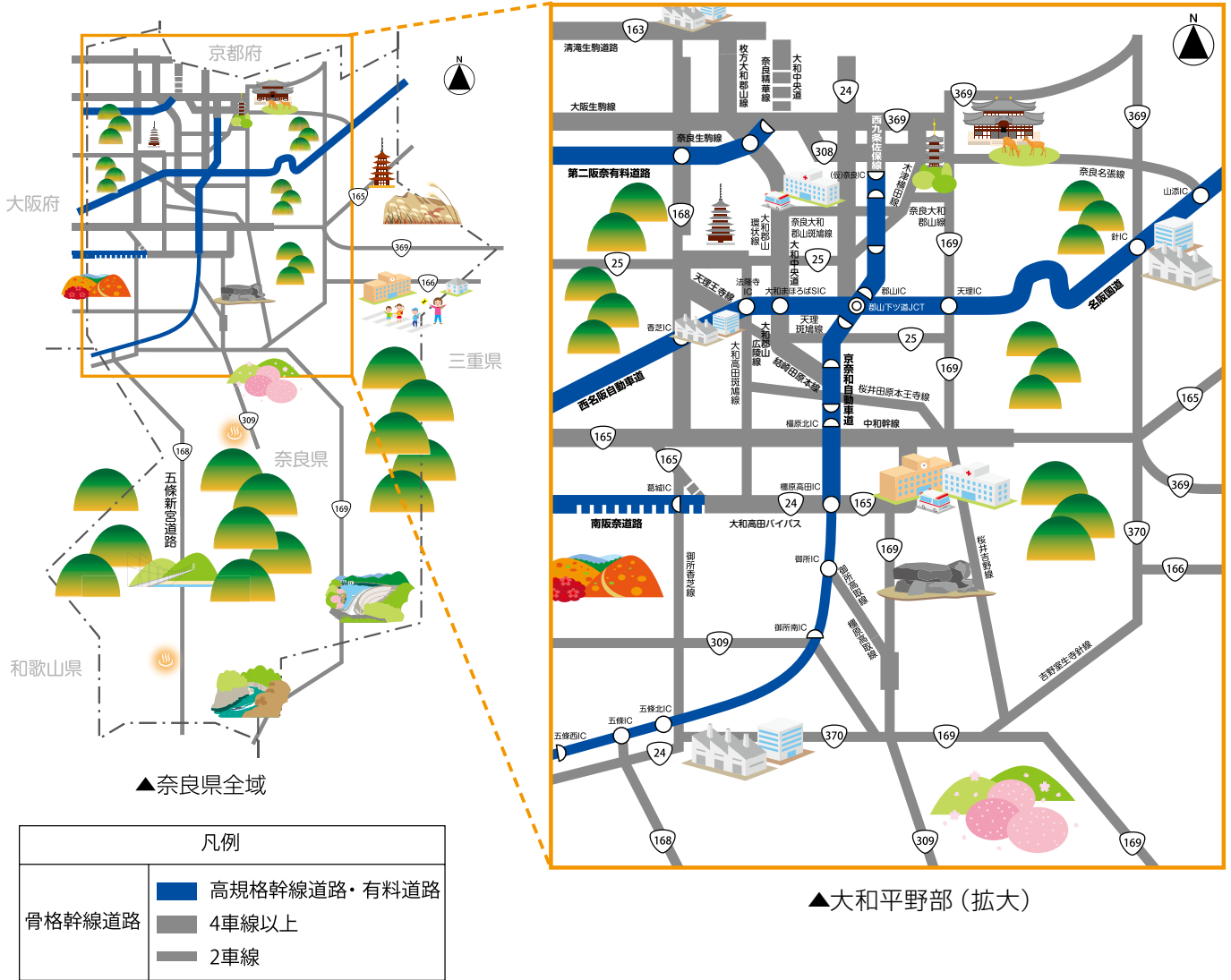
契約・許認可の適正確保と品質向上

契約手続き・許認可事務の適正確保

2. これからの道路整備

① 骨格幹線道路ネットワークの形成

骨格幹線道路ネットワーク



※各路線については、事業中箇所の整備進捗を見込んだ概ね10年後の姿を表記。

※県以外が事業主体となる路線のうち、事業方針が明らかにされていない区間については、点線で表記。

骨格幹線道路ネットワーク実現のための事業展開

路線の線的整備の推進 (走行性の向上)

骨格幹線道路ネットワークを形成する路線において、未改良区間の整備や、未事業化箇所の着手に向けた調査・検討を進めます。また、京奈和自動車道をはじめ、国や市町村などが整備する道路については、早期に開通できるよう関係機関へ働きかけます。

結節点の点的整備の推進 (接続性の向上)

骨格幹線道路ネットワークの機能を最大限に発現させるため、フルIC化など、路線相互の接続性を高めるための整備や未事業化箇所の着手に向けた調査・検討を進めます。

課題箇所の面的検討 (課題の解決)

骨格幹線道路ネットワークの中で、複数の路線が集中する箇所や通過交通の流入を抑制すべき箇所については、迂回誘導等のソフト対策を含め、課題の解決に向けた整備方策を面的に検討します。

※具体的な事業予定箇所については、基本計画の本編をご覧ください。

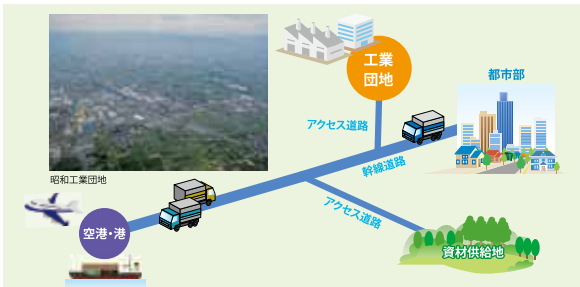
② 目的志向の道路整備の推進 ～道路整備の4つの目的～

経済の活性化、くらしの向上、安全・安心の確保を図るため、骨格幹線道路ネットワークの形成と併せて、ネットワークからのアクセス向上、身近な生活道路の課題解決、道路防災・老朽化対策等に取り組む必要があります。これらの取組を推進する上では、道路を取り巻く環境の変化にきめ細かく機動的に対応することが重要です。このため、「企業立地」、「観光の振興」、「生活利便の向上」、「安全・安心の確保」の4つの明確な目的を定め、早期に効果が得られるよう道路整備に取り組んでいます。

企業立地を支援する 道路整備の推進

企業立地を促進するため、企業立地環境の改善に資する道路整備を進めます。

- 骨格幹線道路ネットワークから産業集積地への良好なアクセス道路を確保します。
- 通勤・業務での移動を円滑にします。



▲企業立地の促進を図るうえで目指すべき道路ネットワークのイメージ

観光振興に資する 道路整備の推進

全国屈指の歴史的遺産や豊かな自然環境など、奈良県が誇る地域資源を活かした観光振興の促進を図ります。

- 観光地への良好なアクセス道路を確保するとともに公共交通アクセスを強化します。
- 観光地間の周遊を促進します。
- 観光地内の回遊を促進します。



▲観光地へのアクセス道路の整備〔県道法隆寺線（法隆寺）〕

生活利便の向上に資する 道路整備の推進

自動車交通だけでなく公共交通、徒歩、自転車など多様な移動手段の通行環境の充実を図ります。

- 公共交通の利便性の向上を図ります。
- 購買・飲食等の利便性の向上を図ります。
- 健康まちづくりとあわせた道路整備を進めます。



▲バス停周辺の整備事例〔大和八木駅〕



▲大規模病院等へのアクセス道路

安全安心を支える 道路整備の推進

県民の生活を守り、経済活動を支えるため、道路防災機能の向上、交通安全の確保、構造物の老朽化対策に関する取組を進めます。

- 災害に強い道路整備を進めます。
- 老朽化に対応した適切な維持管理を進めます。
- 暮らしを支える交通安全対策を実施します。



▲県南部東部地域のすれ違い困難箇所

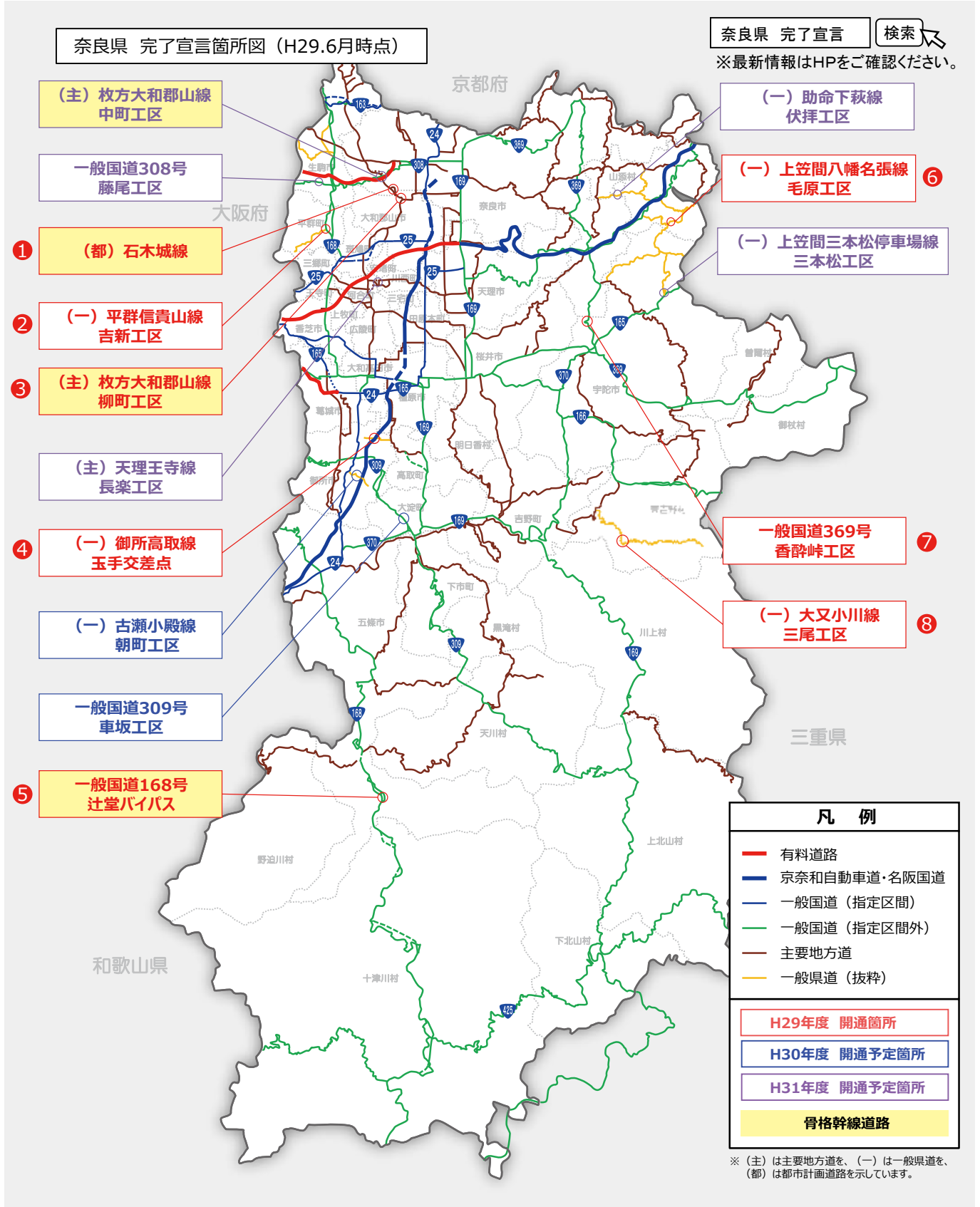


▲トンネルの点検状況

2. これからの道路整備

③ 開通の見通しが得られた道路・街路事業

奈良県では、事業の透明性を向上し、周辺まちづくりの促進、早期効果発現を図るため、用地取得が概ね完了しているなど、完成に向けた事業実施環境が整っており、概ね3年以内の開通が見込まれる箇所（部分開通箇所を含む）について、公表を行っています。



平成29年度に開通した箇所の一部をご紹介します。



① (都)石木城線 [平成30年1月開通]



② (一)平群信貴山線 吉新工区 [平成29年4月開通]



③ (主)枚方大和郡山線 柳町工区 [平成30年1月開通]



④ (一)御所高取線 玉手交差点 [平成29年10月開通]



⑤ 一般国道168号 辻堂バイパス [平成30年3月開通]



⑥ (一)上笠間八幡名張線 毛原工区 [平成30年2月開通]



⑦ 一般国道369号 香酔峠工区 [平成30年3月開通]



⑧ (一)大又小川線 三尾工区 [平成29年10月開通]

TOPIC トピック

(都)石木城線・枚方大和郡山線柳町工区の開通

平成30年1月28日、石木城線(延長1.0km)及び枚方大和郡山線柳町工区(延長0.3km)が全線開通しました。(柳町工区は、平成25年に供用した0.3kmと合わせて0.6kmの区間が完成。)

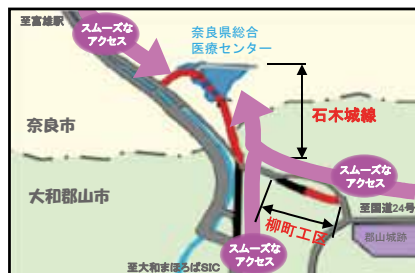


▲位置図

整備効果

奈良県総合医療センターへの スムーズなアクセス

各方面からの迅速な救急搬送ルートが確保され質の高い医療の提供が可能となります。



地域住民の安全な暮らしを確保

これまで生活道路を通行していた車両が、開通した道路を通行することで、地域住民や通学児童などの安全・安心な生活が確保されます。



▲枚方大和郡山線柳町工区